

○ヴェルニー公園管理要綱

令和3年7月1日

(総則)

第1条 ヴェルニー公園の管理については、都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号。以下「条例」という。)及び都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号。以下「条例施行規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(時間帯等)

第2条 条例第9条第2項の規定により、ヴェルニー公園のいこいの広場において同条第1項第4号に掲げる行為を行うことについての許可を受けることができる時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、当該許可を受けることができる者は、1日あたり1者とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(行為許可申請の予約申込書)

第3条 条例施行規則第3条第2項の規定により申請の予約の申込みをする者は、同項に規定する公園内行為許可申請予約申込書を同条第3項に規定する期間内に、建設部公園管理課へ持参し提出するものとする。

(抽選方法等)

第4条 条例施行規則第3条第4項に規定する抽選は、別紙に定める方法により行うものとする。

2 市長は、前項の抽選により予約順位第1位の者(以下「当選者」という。)を決定したときは、速やかにその結果を市ホームページにより公表するとともに、当選者に対して予約順位決定通知書を送付する。

3 当選者は、条例第9条第2項の規定により申請書を提出する場合においては、前項の規定により送付された予約順位決定通知書を添付して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

「抽選」による公園内行為許可申請予約者の予約順位決定方法について

都市公園条例施行規則第3条第4項の規定に則り、ヴェルニー公園のいこいの広場における公園内行為許可申請予約申込者（以下「予約者」という。）が複数いる場合の抽選方法は、次のとおりとし、予約の順位を決定します。

【抽選の方法】

受付番号	予約者	予約申込書記入 抽選番号（*1）	抽選結果 （予約順位）
0	A	123	3
1	B	456	4
2	C	789	5
3	D	321	6
4	E	654	7
5	F	135	1
6	G	005	2

*1 抽選番号は、予約申込者が予約申込書に記入した任意の001～999までの番号。
未記入の場合は001とします。

《予約順位の決定》

- ① 抽選番号の総和：2483
- ② 抽選対象者：7名
- ③ 「①抽選番号の総和」÷「②予約者数」の余り：5
- ④ 受付番号5番のF氏が、予約順位第1位の当選者

【計算方法】

- (1) 申込の早い順に、0(ゼロ)から受付番号を付番します。
申込が同時刻であった場合は、予約者名順（五十音順）とします。（“株式会社”“有限会社”等を除外し、共同事業体が対象の場合は、代表構成員の五十音順で判定します）
- (2) 予約者が予約申込書に記入した「抽選番号の総和」を算出します。
《計算例》A氏～G氏の抽選番号の総和
 $123+456+789+321+654+135+005=2483$
- (3) 「抽選の番号の総和」÷「予約者数」の余りを算出します。
《計算例》 $2483 \div 7 = 354$ 余り 5 … F氏が予約順位第1位の当選者
⇒ 余りの数と受付番号が一致する者が「予約順位第1位の当選者」となります。

【その他】

予約を辞退した予約者がいるときは、当該辞退をした予約者の後の受付番号の予約者（当選者の受付番号が最後位の場合は、受付番号0の者）の順位を繰り上げて「予約順位第1位の当選者」として取り扱います。

なお、後の受付番号の予約者も辞退した場合は、順次、次の受付番号の予約者を「予約順位第1位の当選者」とします。